

## KEIO eSPORTS LAB. 利用規約

京王電鉄株式会社、株式会社TechnoBlood eSports（以下「運営者」という）は、「KEIO eSPORTS LAB.」でのサービス提供につき、以下のとおり「KEIO eSPORTS LAB. 利用規約」（以下「本規約」という）を定めます。

### 第1章 総則

#### 第1条 本規約の適用

1. 本規約は当施設において運営者が提供する各種サービスの利用時に会員登録を行うものとし、等施設全ての利用者に適用されるものとし、スクール会員においては本規約に同意し運営者に対し別途定められた申込を行い、運営者が申込を承諾した時点で、申込内容および本規約を内容とする「KEIO eSPORTS LAB. 利用契約」（以下「利用契約」という）が成立します。なお、会員は利用者として本規約の内容を遵守させるものとし、利用者の行為について、当該利用者と連帯して、運営者に対し一切の責任を負うものとし、
2. スクール利用契約の契約期間は、運営者が会員からの申込を承諾した時点から、当該時点を含む月の末日までとし、運営者又は会員から特段の意思表示がない限り、同一条件で1ヶ月間更新されるものとし、以降も同様とします。

#### 第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有します。

- (1) 「当施設」：「KEIO eSPORTS LAB.」を指します。
- (2) 「本サービス」：会員または会員が指定した利用者が、当施設において利用できるサービスをいいます。
- (3) 「会員」：本規約に同意し運営者と利用契約を締結した当事者を総称し又は個別に指します。なお、会員は成年者に限ります。
- (4) 「利用者」：会員および会員に指定された本サービスの利用者を総称し又は個別に指します。未成年者が入会を希望する場合には、未成年者は親権者の同意を得た上、入会申込みを行うものとし、この場合、親権者は本規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとし、

#### 第3条 本規約の変更

1. 運営者は、以下の場合に、本規約を変更することがあります。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項により、運営者が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、運営者は、当施設内への掲示、当施設に関するホームページへの掲載その他の適切な方法により会員に周知します。なお、会員が本規約の変更に同意しない場合、会員は、運営者所定の方法により、効力発生日までに利用契約を解約することができます。
3. 会員が、変更後の本規約の効力発生日以降に、当施設において本サービスを利用された場合、変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。

## 第2章 会員および利用者

### 第4条 利用者

1. 利用者が本サービスを利用するには、事前に会員による入会申込が必要です。
2. 利用者による本サービスの利用について、会員は本規約に基づく責任を利用者と連帯して負うものとします。
3. 利用者が本サービスを利用するときは、会員又は利用者が当施設入口にて本人確認を行い、受付してください。受付が完了次第、スタッフが席をご案内します。指定された席にてご利用をお願いします。

### 第5条 登録内容の変更

1. 会員ご本人の住所、電話番号に変更があった場合は、速やかに運営者にご連絡ください。
2. 会員において、婚姻などによる姓の変更があった場合は、その内容が確認できる公的証明書（運転免許証、健康保険証など）をご提示ください。

## 第3章 個人情報

### 第6条 個人情報の取扱い

1. 当施設を利用される際に取得した会員および利用者の個人情報の取り扱いにつきまして、以下の目的で共同利用します。
  - ・ 本サービスの運営
  - ・ 入会時の本人確認
  - ・ 問合せへの対応

- ・利用者へのよりの確かな情報提供
  - ・運営者取り扱いサービスに関わるお知らせ、キャンペーン等の案内
2. 個人情報の共同利用については以下のとおり定義します。
- ・共同利用する個人情報の項目  
ご氏名・電話番号・メールアドレス・ご住所・お申し込み内容・お問い合わせ内容
  - ・共同利用の範囲  
京王電鉄株式会社、株式会社Techno Blood eSports
  - ・共同利用する個人情報の管理責任者  
京王電鉄株式会社
3. その他の個人情報に関する取り扱いについては、「京王グループ個人情報保護方針」(<https://www.keio.co.jp/contact/privacy/index.html>) に準じて遵守致します。

## 第4章 利用料金、施設利用

### 第7条 プログラミングスクール利用料金、入会金、教材費および利用日時

1. 会員は、本サービスに係る利用料金として、利用者1人あたり月額12,000円（消費税込）を運営者に対し支払うものとします。会員が月の途中で退会した場合の返金対応はいたしません。
2. 会員は、入会時に入会金として利用者1人あたり10,000円（消費税込）を運営者に対し支払うものとします。
3. 会員は、入会時に、教材費（以下、利用料金・入会金と合わせて「利用料金等」という）として利用者1人あたり3,000円（消費税込）を運営者に対し支払うものとします。
4. 実施は月の1週目から4週目までの計4回です。5週目までである月においては、5週目は休校とします。

### 第8条 フリースクール利用料金、入会金、教材費および利用日時

1. 会員は、本サービスに係る利用料金として、以下に定める利用料金を運営者に対し支払うものとします。会員が月の途中で退会した場合の返金対応はいたしません。

週1ライトコース	週3レギュラーコース	週5フリーコース
¥19,800(税込)	¥33,000(税込)	¥44,000(税込)

2. 会員は、入会時に入会金として利用者1人あたり22,000円（消費税込）を運営者に対し支払うものとします。

#### 第9条 利用料金等の支払い

1. 会員は、8条、9条の利用料金等の支払については、運営者の請求に基づき、店頭にて現金、クレジットカード、電子マネーでお支払いいただけます。
2. 支払方法がVISAデビットカードである場合、有効性確認のため、一定額が預金口座から引き落とされる場合がございます。当該金員は後日VISAデビットカード会社から返金されるものの、一時的に利用料金等と重複して引き落としがされる場合がございます。
3. カード決済は、会員本人名義のカードの使用に限るものとし、会員がカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。なお、カード決済に関連して、会員とカード会社等の間で発生した紛争については、会員がカード会社との間で責任をもって解決するものとします。
4. 会員が利用料金等の支払いを遅延した場合、年利14.6%の利率による遅延損害金を運営者に支払うものとします。なお、カードの期限切れ、限度額超過等の理由により、カード決済が成立しなかった場合、会員の支払遅延とみなします。会員が支払いを遅延している間、会員は本サービスの提供を受けることはできません。

#### 第10条 申込方法

1. スクールへのお申込みは店頭にてご利用開始の前月までに申込書のご提出と初期費用のお支払いをいただくことでご利用可能となります。

#### 第11条 制約事項

1. 会員若しくは利用者の故意又は過失による、当施設の設備等の有形資産、データ等の無形資産の破損または毀損につきましては、運営者に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含む。）を請求させていただきます。
2. 当施設にて他の会員または利用者に著しく迷惑をかける行為をされた方は、退出して頂きます。

3. 各種スクールにおいては会員又は利用者が、施設運営や他の利用者の受講の妨げとなる行為をされ、指導による改善が見込めない場合には、クラス変更や会員資格の取り消し等の措置を取らせて頂く場合があります。

また、会員資格を取り消された会員は、未入金となっている利用料金等を直ちに支払うものとし、退会によって会員に損害が生じた場合であっても、運営者は、運営者の責めに帰すべきものを除き、その損害を賠償する責めを負わないものとし、

4. 店内へのペットのご入店はできません。（盲導犬や介助犬は除く）

5. 飲食物のお持込みはご自由にして頂けます。ただし、お飲み物については蓋付きのもののみ可といたします。アルコール類のお持込や飲酒はご遠慮ください。

6. 泥酔者のご入場はお断りさせていただきます。

7. 16歳未満（中学生以下）のご利用は保護者が同伴であっても午後8時までとさせていただきます。

8. 貴重品等は、ご自身で管理ください。当施設で発生した紛失や盗難、利用者同士のトラブルに関して、運営者の責めに帰すべきものを除き、運営者は一切の責任を負いません。

9. パソコン、インターネット上でのトラブル、データ破損、データ損失に関して、運営者の責めに帰すべきものを除き、運営者は一切の責任を負いません。

10. 当施設は会員及び利用者の都合如何に関わらず、営業終了することがあります。なお、その際はホームページ等で告知させていただきます。

## 第12条 利用上の注意事項

1. 当施設内の設備やパソコン周辺機器は、すべての利用者が利用するものであり、利用者は、善良なる管理者の注意をもって、丁寧な取り扱いをするものとし、

2. 途中外出をされる場合は、必ず当施設内のスタッフに外出される旨をお伝えください。またお戻りの際も当施設内のスタッフまでお申し出ください。スクールにおいては受講時間中にお戻りになれない場合でも、振替は行いません。

3. パソコンの使用方法や問合せにつきましては、スタッフの知識の範囲内でのみご説明させていただきますが、施設内の混雑具合や施設の事情により対応できない場合もございます。予めご了承ください。

4. 会話は他の利用者の迷惑にならない範囲でお願い致します。他の利用者の迷惑となると運営者が判断した場合は、スタッフからお声がけさせて頂く事がございます。スタッフの指示・要請に従っていただけない場合、当施設から退出いただきます。

5. 当施設のご利用時間につきましては、別途定める通りとします。ただし、運営者の判断により予告なく変更する場合がございます。
6. 忘れ物につきましては、原則として 発見してから1週間は施設にて保管した後、持ち主が現れなかった場合は警察署に届けます。なお、忘れ物を引き取る際には身分証明書の提示をお願いいたします。

### 第13条 禁止事項

利用者は、当施設において以下の行為をすることはできません。なお、禁止事項に該当するか否かの判断は運営者が行います。

1. 施設内での喫煙、飲酒、泥酔者の入店
2. 万引き、置き引き、公序良俗に反する行為その他の違法行為
3. 販売商品以外の施設備品、設備などのお持ち帰り
4. 午後8時以降の16歳（中学生以下）の施設利用
5. 施設内でのみだらな行為や勧誘行為等
6. アダルトサイトの閲覧、コンテンツの利用
7. P2Pなどを利用した大容量データの送受信、著作権侵害にあたるコンテンツの利用、誹謗中傷やプライバシーの侵害など迷惑をかける行為、SPAMメール送信などの違法行為
8. スタッフの指示・指導に従わないこと、その他当施設の秩序を乱す行為
9. 無許可での写真撮影、ビデオ撮影、録音等
10. 当施設や器具備品を故意に毀損する行為や、それらを持ち出す行為
11. 法令、行政措置、裁判所の判決・決定・命令に違反する行為、これらを助長する行為、またはそれらのおそれある行為
12. 他の利用者や保護者、当施設、運営者、指導員、スタッフ、その他の関係者（以下、合わせて「関係者」という）への名誉や信用の棄損、誹謗中傷、うわさの流布、プライバシー侵害、その他権利利益の侵害、または不当な不利益を与える行為
13. 関係者への脅迫的言辞、詐欺的言辞、暴力的行為、不当な要求行為、不当な迷惑となる行為、不当な不快感を抱かせる行為、不安や恐怖を抱かせる行為
14. 危険物の施設内への持ち込み

15. 関係者との個人的な紛争を持ち込み、本施設の運営に影響を与えるおそれのある行為
16. 宣伝、広告、勧誘、営業、金銭貸借、政治活動、署名活動など
17. 会費等の支払を免れるため、合理的理由がなく受講を拒否する行為
18. 不正な目的をもって当施設又は運営者のノウハウを盗用し、または不正利用を目的とする行為
19. 前各号のほか、当施設の会員または利用者としてふさわしくないと運営者が判断した行為

#### 第14条 会員資格の取消し

1. 会員が以下の各号に定める事項に該当するとき、運営者は会員に対し事前の催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに利用契約を解除し、会員を退会させることができます。
  - ① 利用契約の各条項に違反し、当社が相当な期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該違反が是正されないとき
  - ② 会員が前条に定める禁止事項に抵触し、またその恐れがあるとき。なお、禁止事項に抵触するか否かの判断は、当社が行うものとします。
  - ③ 会員が提出した会員情報に虚偽の記載があったとき
  - ④ スクール利用料金の支払いが1ヵ月を超えて遅延したとき
  - ⑤ 複数回にわたりスクール利用料金の支払いが遅延したとき
  - ⑥ 第三者から会員の財産に対する保全処分・強制執行・競売の申し立てがあったとき
  - ⑦ 会員が破産自ら申し立てを行ったとき
  - ⑧ 会員が銀行取引停止処分を受けたとき
  - ⑨ 会員に対し、後見開始審判・補佐開始審判・補助開始審判・任意後見監督人の選任がなされたとき
  - ⑩ その他運営者が本サービス及び当施設の運営上必要であると判断したとき

#### 第5章 その他

##### 第15条 免責事項

1. 運営者は、本サービスおよび当施設が、会員若しくは利用者の特定の目的に適合することまたは会員若しくは利用者が期待する価値を有することについて、何らの保証もいたしません。
2. 利用契約における運営者の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供し当施設を運営することに限られるものとし、運営者は本サービスの提供および当施設の運営の正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことを含め一切責任を負わず、またいかなる保証もいたしません。
3. 利用者が利用契約に違反したことによって生じた損害については、運営者は、運営者の責による事由に起因する場合を除き、一切責任を負いません。
4. 運営者は、運営者の責による事由に起因する場合を除き、以下の各号に定める事由より利用者が被った損害について賠償の責を負いません。
  - (1) 運営者による本サービスまたは当施設の中断、停止、終了、利用不能、または変更もしくは入居建物の休業または廃業
  - (2) 当施設に関して、利用者と他の利用者または入居建物の他の利用客、その他第三者との間において発生した取引、トラブル・問題等
  - (3) 不可抗力による事由および当該事由による解除（なお、不可抗力には、政府や自治体による規則、規制もしくは命令、緊急事態宣言、自粛要請等、火災、爆発、疫病および感染症の蔓延またはその恐れ、公衆衛生危機、天災地変、台風、津波、高潮、洪水、海難、水害、地震、地滑り、戦争、革命、反乱、騒乱、内乱、テロ行為、暴動、倒産、不渡り、ストライキ、ロックアウト、サボタージュ、停電、通信回線の事故、通信設備の不調および故障、燃料、原料もしくは製造設備の不足、全面的交通封鎖、輸送手段の不足、禁輸、その他運営者の合理的統制が不可能な事由等を含むがこれに限られない。）
  - (4) 利用者の故意または過失等の利用者の責に帰する事由
  - (5) 運営者の故意・過失によらない手荷物等の盗難や紛失
  - (6) 運営者の故意・過失によらない当施設内のパソコンの故障、不具合、ウイルス感染等による損害
  - (7) その他の運営者の故意・過失によらない事由
5. 運営者が会員または利用者による当施設の利用に関連して、運営者の過失（重過失を除く。）に起因して会員または利用者に対する損害賠償責任を負う場合には、会員または利用者に現実に生じた通常且つ直接の範囲の損害につき、月額利用料の3ヶ月分を上限として、これを賠償するものとし、また、付随的損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負いません。なお、特別な事情から生じた損害（損害の発生を予見し、または予見し得た場合を含む。）については、運営者は責任を負いません。ただし、利用契約が消費者契約法における消費者契約である場合で、当該損害

の発生が運営者の故意または重過失により発生したと認められる場合は、本項に基づく損害賠償額の上限および損害賠償範囲の限定の規定は適用されません。

#### 第16条 秘密保持

会員及び利用者は、本サービスおよび当施設に関する運営者の秘密情報を第三者に開示、提供、漏洩してはなりません。

#### 第17条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。また、当該無効または執行不能は、その請求を行った契約当事者および運営者における利用契約にのみ適用され、その他の当事者と運営者との利用契約については、引き続き従前の本規約の条件が適用されるものとします。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自ら及び利用者として、次の各号に定める者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければなりません。

1. 暴力団

2. 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同じ）

3. 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの

4. 暴力団関係企業または暴力団もしくは暴力団の構成員が出資もしくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体の構成員

5. 総会屋、社会運動標ぼうゴロその他反社会的勢力に該当するもの

6. 特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体またはその構成員、その他前各号に準ずるもの

2. 前項のほか、会員は、自ら及び利用者として、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことおよび今後も行わないことを表明し、保証しなければなりません。

1. 当施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

2. 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為

3. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または相手方の信用を毀損する行為
  4. 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
  5. 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
  6. その他前各号に準ずる行為
3. 運営者は、会員または利用者が前各項に違反していると合理的に判断したときは、催告その他何らの手続きを要することなく、当該会員とのすべての契約を解除することができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないことに同意します。また、運営者は、前項により会員または利用者が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負いません。

#### 第19条 準拠法及び専属的合意管轄裁判所

本規約は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。また、運営者及び会員は、本サービス若しくは本規約に起因又は関連して運営者と会員の間で生じた紛争の解決については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに予め合意するものとします。

#### 第20条 本規約の発効

本規約は、2024年9月1日より発効します。